

～令和6年4月改定版～

# 介 護 保 険 福 祉 用 具 購 入 の て び き

相 模 原 市



相模原市マスコットキャラクター

さがみん

# 1 制度について

## (1) 対象者及び支給について

- ① 介護保険で福祉用具を購入するには、要介護（要支援）認定を受けていることが必要です。
  - ※ 要介護（要支援）認定の申請前に福祉用具を購入した場合は、支給対象外です。
  - ※ 要介護（要支援）認定の新規申請中・区分変更申請中に購入した場合には、支給申請は認定結果が出た後に行ってください（認定結果が非該当となった場合は支給対象外となります）。
  
- ② 介護状態区分（要支援1～要介護5）にかかわらず、支給限度基準額は、1年間（4月から翌年3月まで）で10万円です。そのうち9割、8割又は7割が保険から支給され、自己負担は1割、2割又は3割となります。自己負担の割合については、「負担割合証」を確認してください。福祉用具購入後の購入費用の支払日（領収書の日付）時点での負担割合が適用されます。
  - ※ 限度額の範囲内であれば、複数回にわけて利用することも可能です。
  - ※ 同年度内の福祉用具購入額が10万円未満であっても、翌年度への繰越はありません。
  - ※ カタログの本体価格を超える分は支給対象外です。
  
- ③ 原則として、同一種目の再購入・複数個購入はできません。ただし、既に購入した福祉用具が破損した場合や、要介護者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合、その他特別な事情がある場合で、市が福祉用具購入費の支給が必要と認めたときはこの限りではありません。

なお、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の支給のほか、ロフトランド・クラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれます。

  - ※ 再購入・複数個購入を希望される場合は、事前に市に確認するとともに、申請書へ再購入・複数個購入の必要性を記載してください。
  
- ④ 都道府県等により指定を受けた特定福祉用具販売事業者が、ご本人に販売を行ったものについてのみ福祉用具購入費の支給対象となります。

指定を受けた特定福祉用具販売事業者以外から購入した場合は支給対象外となりますので、購入前に販売事業者が指定を受けているかを必ずご確認ください。

  - ※ インターネットで購入した福祉用具は支給対象外です。
  
- ⑤ ご本人が入院や施設に入所している場合には、支給対象となりません。
  - ※ 退院（所）に向けて、入院（所）中に福祉用具を購入しても差し支えはありませんが、支給申請は退院（所）後に行ってください。退院（所）しないこととなった場合は、申請できませんので、ご注意ください。

## (2) 福祉用具購入費の支給対象種目について

【厚生省告示 第94号】

### (1) 腰掛便座

- ① ポータブルトイレ
- ② 洋風便座（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの）
- ③ 補高便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）
- ④ 簡易昇降便座（電動式又はスプリング式のもの）

### (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

### (3) 排泄予測支援機器

### (4) 入浴補助用具

- ① シャワーチェア（シャワーキャリー）
- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内いす（浴槽台）
- ④ 入浴台（バスボード）
- ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ
- ⑦ 入浴用介助ベルト

### (5) 簡易浴槽

### (6) 移動用リフトのつり具部分

### (7) スロープ（貸与と販売の選択制）

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは除く。

### (8) 歩行器（貸与と販売の選択制）

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

### (9) 歩行補助つえ（貸与と販売の選択制）

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る。

※ 貸与と販売の選択制の対象となっている、スロープ、歩行器及び歩行補助つえの購入に当たっては、福祉用具貸与・販売事業者、居宅介護支援事業者が適切に連携するとともに、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報（貸与と販売それぞれの利用者負担額の違いや長期利用の場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること等）を提供し、その旨を福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録してください。

## 2 申請の手続き

### (1) 支払いの方法

支払の方法は、「受領委任払い」と「償還払い」の2種類があります。

#### ①受領委任払い

事業者が市役所へ受領委任払いの登録をしている場合に利用できる制度で、利用者は1割、2割又は3割の自己負担分の金額のみを事業者へ支払うことで福祉用具を購入できます。保険給付分（9割、8割又は7割）は、市が事業者に支払います。

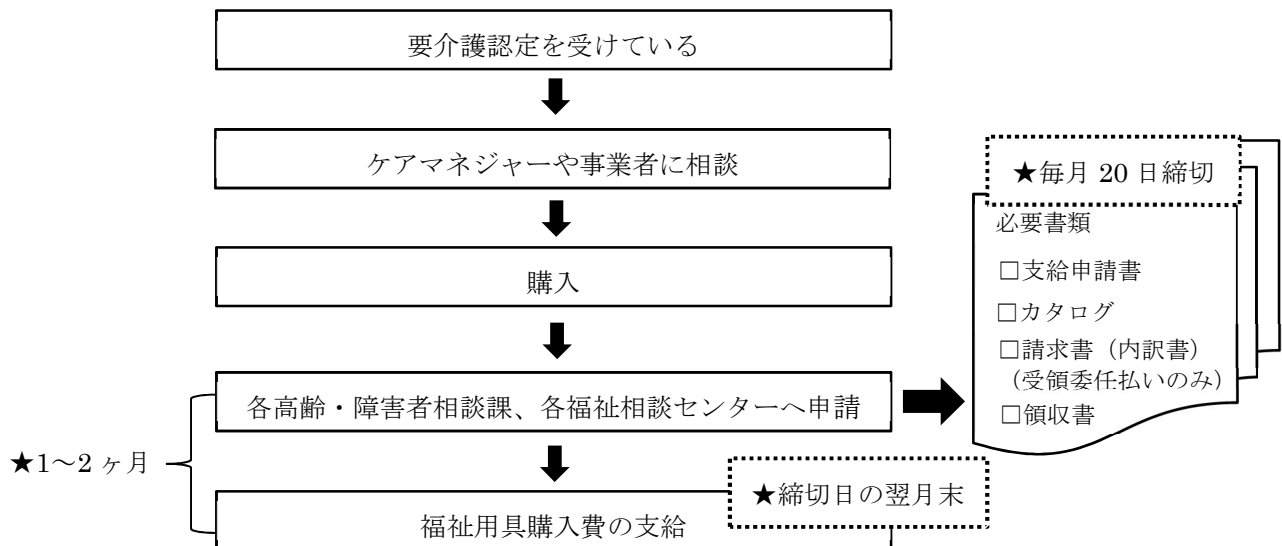
#### ②償還払い

事業者が受領委任払いの登録をしていない場合も利用できます。購入費用はいったん全額自己負担となり、後で保険給付分（9割、8割又は7割）を、市が利用者に支払います。

《受領委任払いの登録（事業者の方へ）》

受領委任払いの登録には、「代理受領に係る申出書」と「支払金口座振替依頼書」の提出が必要です。「代理受領に係る申出書」は当該年度内が有効期間となりますので、年度が切り替わる際には、再度、ご提出していただく必要があります。有効期間満了前に更新の通知を発送します。また、届出事項に変更があった場合には、変更届を速やかにご提出ください。

### (2) 申請の手順



《注意事項》

- ・ご本人は、ケアマネジャー、事業者と相談の上、商品を選定してください。その際、ケアマネジャー等は、ご本人が要介護（要支援）認定を受けているか、購入を予定する商品が介護保険制度で支給対象であるかを必ずご確認ください。
- ・領収書の宛名は被保険者（ご本人）としてください。
- ・すのこの購入の場合は、必要書類と併せて図面の提出が必要です。
- ・排泄予測支援機器の購入の場合は、必要書類と併せて、利用者が排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者であることが確認できる書類（介護認定審査における主治医の意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見、個別に取得した医師の診断書等のいずれか）の提出が必要です。
- ・二つ以上の機能を有する福祉用具で、それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断しますので、必要書類と併せて対象となる福祉用具部分の金額が分かる資料を提出してください。

（例：壁付きリモコン付き補高便座⇒ 便座部分（対象）リモコン部分（対象外））

### (3) 申請にかかる注意事項

- ①申請書等は、本人から市へ提出していただくものですが、本人の依頼により事業者・ケアマネジャーが代行して提出することもできます。代行させる際は、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。
- ②申請書は、「受領委任払い用」と「償還払い用」の2種類がありますので、該当する書類を提出してください。
- ③福祉用具購入費支給申請書の提出締切りは、毎月20日です。  
(締切日が土日・祝日の場合は、その前の平日になります。)
- ④支払は、原則として締切日の翌月の月末です。  
(入金前に通知を送付します。受領委任払いの場合は被保険者及び事業者宛、償還払いの場合は被保険者宛に通知します。)
- ⑤提出先・問合せ先

提出先	住所・電話番号
緑高齢・障害者相談課	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3階 電話 042-775-8812
城山福祉相談センター	〒252-0105 緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第1別館 1階 電話 042-783-8136
津久井高齢・障害者相談課	〒252-0157 緑区中野 613-2 津久井保健センター1階 電話 042-780-1408
相模湖福祉相談センター	〒252-0171 緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2階 電話 042-684-3215
藤野福祉相談センター	〒252-0184 緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2階 電話 042-687-5511
中央高齢・障害者相談課	〒252-5277 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A館 1階 電話 042-769-8349
南高齢・障害者相談課	〒252-0303 南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター1階 電話 042-701-7704

問合せ先	住所・電話番号
介護保険課	〒252-5277 中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 4階 電話 042-707-7058